(9) 役員の氏名
関口　行雄、津野　剛之、稲葉　茂、髙野　順一、大塚　晴久、池田　猛、佐藤　栄一、岡部　正英、大谷　範雄、廣瀬　寿雄、古口　達也、真瀬　宏子、手塚　功一、古池　弘隆、小島　明、佐藤　信、大塚　朋之
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
大塚　晴久
(11) 評価の業務を行う区域
栃木県

○関東地方整備局告示第三百七十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月二十日

関東地方整備局長　菊川　滋

(1) 登録年月日
平成二十二年十月三日
(2) 登録番号
関東地方整備局長　3
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人群馬県建設技術センター
(4) 住所
群馬県前橋市大渡町一丁目十番地の七
(5) 代表者の氏名
小阿瀬義孝
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
評価の業務を行う事務所の所在地
群馬県前橋市大渡町一丁目十番地の七
法第十三条の評価員の氏名
金井　宏道、藤井健太郎、田中　純子、児島　好美、草処三代治、市川　正人、鯨井　修
役員の氏名
小阿瀬義孝、川瀧　弘之、松浦　幸雄、眞塩　卓、宮前鍬十郎、尾崎　益雄、辻　幸和、渡辺　良彦、荘司由利惠
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
金井　宏道
(11) 評価の業務を行う区域
群馬県

○関東地方整備局告示第三百七十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月二十日

関東地方整備局長　菊川　滋

(1) 登録年月日
平成二十二年十月三日
(2) 登録番号
関東地方整備局長　6
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社千葉県建築住宅センター
(4) 住所
千葉県千葉市中央区中央4丁目8番5
(5) 代表者の氏名
鈴木　和吉
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
評価の業務を行う事務所の所在地
千葉県千葉市中央区中央4丁目8番5
法第十三条の評価員の氏名
鈴木　正利、深山　裕子、沢里　伸一、土屋　正美、玉井　明、鵜澤　敏雄、鈴木　和吉、髙安　一夫、伊藤　保夫、霜田　隆、青澤　洋實、池田　正已、小山　良治、深山　進一、野田　信一、中村　勝信、越川　平、藤田　勉
(9) 役員の氏名
鈴木　和吉、鵜澤　敏雄、小嶋　榮三、金子　祐司、髙安　一夫、青柳　英俊、畔上　廣司
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
鈴木　正利
(11) 評価の業務を行う区域
千葉県

○関東地方整備局告示第三百七十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月二十日

関東地方整備局長　菊川　滋

(1) 登録年月日
平成二十二年十月三日
(2) 登録番号
関東地方整備局長　10
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人長野県建築住宅センター
(4) 住所
長野県長野市篠ノ井御幣川三百六番地一
(5) 代表者の氏名
北村　誠悟
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
評価の業務を行う事務所の所在地
長野県長野市篠ノ井御幣川三百六番地一
法第十三条の評価員の氏名
北村　誠悟、牧　誠一郎、湯本　秀夫、山口　秋夫、西澤　孝、坂田　健二、窪田　俊明、北村　憲一、花岡　與八、小澤　愼一、杉浦　公雄、大澤今朝幸、清水鏡三郎、金田　憲治、寺澤　彰訓